別表

徴収基準額表

階層区分		徴収基準額（月額）3才以上の児童の場合 基準額	3才以上の児童の場合 加算基準額	3才未満の児童の場合 基準額	3才未満の児童の場合 加算基準額
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		円 0	円 0	円 0	円 0
A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		100	50	200	100
A階層及びB階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	第一階層 前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	350	175	550	275
	第二階層 前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	450	225	650	325
	第三階層 前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	600	300	800	400
A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯	第一階層 前年分の所得税課税額が1,000円未満である世帯	750	375	1,500	750
	第二階層 前年分の所得税課税額が1,000円以上3,000円未満である世帯	850	425		
	第三階層 前年分の所得税課税額が3,000円以上5,000円未満である世帯	950	475		
	第四階層 前年分の所得税課税額が5,000円以上8,000円未満である世帯	1,050	525		
	第五階層 前年分の所得税課税額が8,000円以上である世帯	1,200	600		

備考　1. A階層を除く所層に属する世帯から2人以上の児童が入所しているときは，1人は基準額を，他の児童は加算基準額により算定すること。
2. 前号の場合3才以上と3才未満の児童が入所しているときは，3才未満の児童1人は基準額を，他の児童は加算基準額により算定すること。

保育料の決め方が改正されました

保育料は世帯の税額によって、それぞれABCDの四階層に分けられておりますが、新津市の保育料、特にD階層は他の十九市より低く県からもこれを引上げるよう強く指摘されておりました。また保育所費の市費持出しも年々増になり、施設の改善も思うようにできませんので、このたび徴収基準を左のように改正いたしました。

なお児童その他特別の事情があれば保育料を減免することもできますので、遠慮なくご相談下さい。

（福祉事務所）

市（県）民税の特別徴収

本人の申告以外は普通徴収に

個人の市（県）民税のうち、給与所得に係る特別徴収額については、五月末日に各事業所を通じて納税者のかたがたに通知しましたが、給与所得以外の所得があった方で、本人から申告があった分については特別徴収の方法で取り扱うよう処理しましたが、課税所得の年度後調査により、給与所得以外の所得があった方については、その増差税額は普通徴収の方法により納入していただくことになります。

ご承知のとおり、本年度は、市（県）民税の課税方式が大巾に改正されて事務量がいちじるしく増加したため、時期的に困難であるために、こうした処置が講ぜられたわけであります。

ただし、このような方でも、全額特別徴収の方法を希望される方は、税務課へご連絡下されば特別徴収に切替えることも出来ますので、ご連絡は早めにお願いいたします。

納税袋を全戸に配布

徴税令書や領収証は、各納期毎に連続して使用致しますので、これら領収証などの保管を兼ねて各税目の納期限を印刷した納税袋を全戸に配布しました。

茶の間、台所等のよく見える場所に掛けてご利用下さい。

保険料の賦課徴収も税務課で

いままでは、市税と国民健康保険料の徴収は、別々に取り扱っておりましたが、このたびの機構改革により、国民健康保険料の賦課徴収事務なら びに市税の徴収事務が税務課に包含されましたので、五月から、市税と国民健康保険料の徴収を一本化して取り扱っております。疑問の点などありましたら税務課にお問合わせ下さい。

（税務課）

家族の異動届には

区長さんの印を

いままで、市民の方々が異動（戸籍関係諸事件を含む転入および転出）される際に住民登録や主食配給登録などの手続きを関連してやっていただいておりますが、ややもすると、「家族異動申告書」に町内（部落）の区長さんの確認印をもらわないで手続きされる方も少なくありません。区長さんの印をもらわなければならないということは別に法律に定めてありませんが、区長さんのわからないままに異動されていると、いろいろのことで、連絡がなかったりして、市民としていろいろ不便のことが生ずることも考えられますので、今後はお手数でも異動の際は「家族異動申告書」（この申告書用紙は区長さんの手許にもありますが）に区長さんの確認印を手続きされるようご協力を願います。なおこのことについては、去る五月二日の区長会議で各区長さんから要望がなされましたので申添えます。

（市民課）

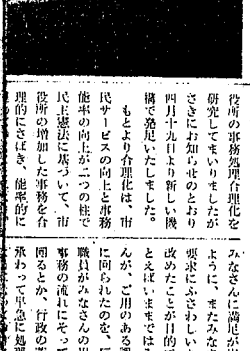

新しい機構で市民へサービス

新津市長　桂　誉　選

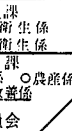

市民のみなさんに、よりよいサービスの向上を目指して、市役所の事務処理合理化を研究してまいりましたが、さきにお知らせのとおり四月十九日より新しい機構で発足いたしました。

もとより合理化は、市民サービスの向上と事務能率の向上が二つの柱で役所の増加した事務を合理的にさばき、能率的にみなさんに満足が出来るようにと、またみなさんの市役所に対する要求にふさわしいように改めたことが目的で、たとえばこれまではみなさんが、ご用のある課ごとに回られたのを、反対に職員がみなさんの用事を事務の流れにそって動き回るとか、行政の苦情を承わって早急に処理するようにしたりなどいろいろ工夫しています。

まだ発足して一ヶ月余りで職員の不慣れの点や市役所が狭いので理想的の配置が出来ないために、ご迷惑を、おかけすることもあろうかと思われますが、実情にそっておいおい改善を加え、一層市民のみなさんにサービスが出来るよう努力いたします。

みなさんのご理解と、
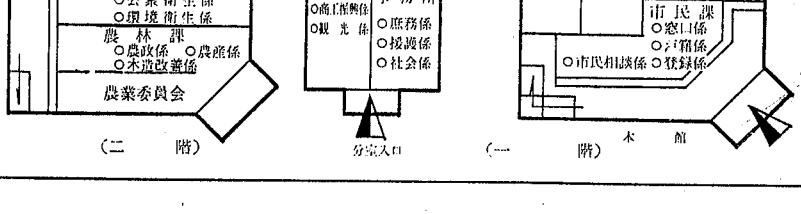
市役所見取図